

議第 3 2 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 6 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 4 8 号）第 3 条の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

土地

2 処分する財産の所在等

所 在	字	地 番	地 目	面 積
高島市安曇川町 西万木	横 田	1 2 6 2 番 1	宅地	5, 0 9 6 . 7 0 m ²
高島市安曇川町 西万木	横 田	1 2 6 6 番 2	雑種地	1, 7 9 2 . 4 3 m ²
高島市安曇川町 西万木	崩 ㇿ	1 1 8 9 番 1	雑種地	1, 3 3 3 . 5 7 m ²
高島市安曇川町 西万木	横 田	1 2 6 7 番 2	雑種地	3 7 3 . 2 1 m ²
計			4 筆	8, 5 9 5 . 9 1 m ²

3 処分の相手方

住所 滋賀県高島市安曇川町西万木 9 2 6 番地

氏名 株式会社桑原組 代表取締役 桑原 勝良

4 処分の方法

売買

5 売却金額

1 7 1, 9 6 0, 0 0 0 円

6 処分の理由

この財産は、市営住宅西万木団地等跡地を一般競争入札による落札者に売却するもの。